

事業名称	空き家相談窓口の創設と相談員の育成及び専門家プラットフォーム構築事業
事業主体名	ヘリテージ加古
連携先	播磨町 都市計画グループ
対象地域	兵庫県加古郡播磨町
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に古くからある建物を利用し、地域密着型の相談窓口を創設する。 ・今後の空き家活用提案に役に立つよう相談窓口しつらえ作業に取り組む。 ・地元の人材を活用できるように、空き家相談員育成マニュアルを作成する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「はりま空き家相談窓口」の創設 ・「はりま空き家相談窓口 空き家相談員育成マニュアル」の作成 ・「専門家プラットフォーム」の構築
成果の公表先	はりま空き家相談窓口のホームページで公表

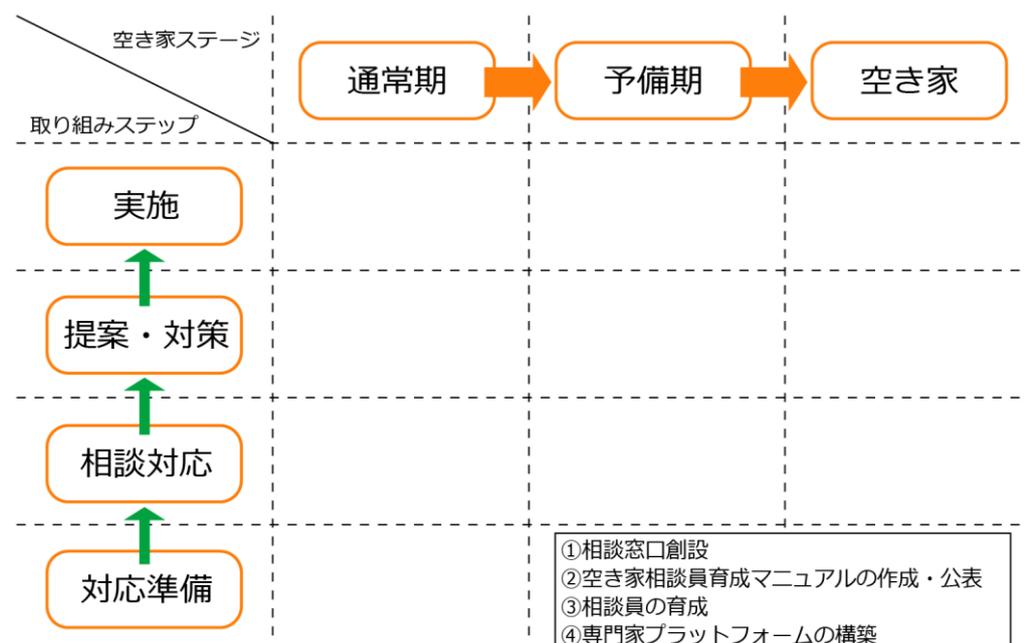
1. 事業の背景と目的

今後更なる空き家の増加が想定されるため、空き家対策を加速させる必要がある。空き家相談者が、**地域の拠点**となる場所に気楽に立ち寄れる**相談窓口の創設**し、常に多様な相談に一元的に対応できる相談員の配置が必要と思われる。そのためには、**空き家相談員の育成方法の確立**が必要である。また、相談員が円滑に対応を依頼できる「**専門家プラットフォーム**」の構築が必要である。

2. 事業の内容

(1) 事業の概要と手順この事業での空き家ステージは、「**予備期**」から「**空き家**」を対象にしている。取り組みステップとしては、「**対応準備**」である。

【フロー図】



- ①梅谷邸の一部のスペースを、相談窓口にしつらえる。
- ②「空き家相談員育成マニュアル」を検討・作成し、ホームページで公表する。
- ③相談員研修、専門家セミナーや事例の見学会を開催する。
- ④専門家ネットワークをつくる。

【役割分担表】

取組内容	具体的な内容(小項目)	担当者(組織名)	業務内容
相談窓口創設	梅谷邸の一部のスペースを、相談窓口にしつらえる	(ヘリテージ加古) 松岡 栄治	相談窓口へのしつらえ 検討及び指示、しつらえる作業
		(ヘリテージ加古) 鎌谷 正士 鈴木 自 田中 正三 河野 さや香 田村 真一 清水 克俊 松岡 洸治	相談窓口へのしつらえる作業
空き家相談育成 マニュアルの作成・公表	マニュアル検討・作成	(ヘリテージ加古) 田村 真一 清水 克俊 河野 さや香	検討、打ち合わせ マニュアル作成
	ホームページで公表	(ヘリテージ加古) 田村 真一	ホームページ整備
相談員の育成	相談員研修、専門家セミナーの開催	(ヘリテージ加古) 田村 真一 清水 克俊 河野 さや香	空き家に関する幅広い知識を得る相談員研修、専門家セミナーを開催
	事例の見学会の開催	杉山 和馬 等	空き家活用や相談窓口の事例の見学会を開催
専門家プラットフォームの構築	専門家ネットワークをつくる	(ヘリテージ加古) 松岡 栄治 田村 真一 清水 克俊 等	円滑に問題解決できる体制の整備

【進捗状況表】

ステップ	取組内容	具体的な内容(小項目)	平成 30 年度								
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対応 準備	①相談窓口創設	梅谷邸の一部のスペースを、 相談窓口にしつらえる			—						
	②空き家相談育成 マニュアルの作成・ 公表	マニュアル検討・作成									
		ホームページで公表									
	③相談員の育成	相談員研修、専門家セミナー の開催									
		事例の見学会の開催				○		○			
④専門家プラット フォームの構築	専門家ネットワークをつくる										

(2) 事業の取組詳細

- ①平成 30 年 10 月中旬に梅谷邸の一部のスペースを空き家相談窓口にしつらえる作業を行った。しつらえる作業とは、片付け、家具の配置などである。その作業には、団体メンバーが参加した。
(写真 1・2)

写真 1 空き家相談窓口にしつらえる作業の様子



写真2 しつらえられた空き家相談窓口の様子



②梅谷邸を利用し、空き家相談員育成マニュアルの作成の検討、打ち合わせを行った。団体メンバーや地元の相談員候補の方にも意見をもらい参考にした。(写真3)

写真3 空き家相談員育成マニュアル検討の様子



③梅谷邸で団体メンバーや地元の相談員候補の方が参加し、**相談員研修や専門家セミナー、事例の見学会を開催した。**

相談員研修は、平成30年11月から平成31年1月末の期間に行った。

講師に税理士、建築士を招き「**古民家・空き家にかかる税金**」のテーマで**専門家セミナー**を行った。(写真4)

不動産の取得時の税金、所有期間中の税金、手放すときの税金などの説明を受けた。

特に、空き家と大きく関わりのある相続税について、最近の動向も合わせて詳しく説明があった。

写真4 専門家セミナー「古民家・空き家にかかる税金」の様子



講師に不動産関係者、建築士を招き「**空き家と不動産について**」のテーマで**専門家セミナー**を行った。(写真5)

空き家（不動産）の評価額、空き家が空き家のままである理由、不動産会社が動かない理由などについての説明を受けた。

写真5 専門家セミナー「空き家と不動産について」の様子



空き家活用の事例の見学会として「淡路洲本米田家見学会」を開催した。(写真6)

そこで講師に運営者を招き専門家セミナーを行い、建物の改修方法や企画・運営方法について説明を受けた。(写真7)

築100年超の商家だった古民家をリノベーションし、NPO法人兵庫SP0支援センターが運営しており、相談者にも空き家活用のイメージが湧く事例である。

写真6 淡路洲本米田家見学会の様子



写真7 淡路洲本米田家見学会 専門家セミナーの様子



実際に運営している空き家相談窓口の事例の見学会として「たつの市空き家相談センター見学会」を開催した。(写真8)

そこで講師に運営者を招き専門家セミナーを行い、空き家についての問題、体験談や実際の運営方法の説明を受けた。

写真8 たつの市空き家相談センター見学会の様子



写真9 たつの市空き家相談センター 専門家セミナーの様子



- ④地元の専門家に空き家相談窓口の必要性を説明し、**専門家プラットフォーム**の参加を依頼した。
平成30年11月から平成31年1月末の期間に行い、専門家ネットワークを構築した。

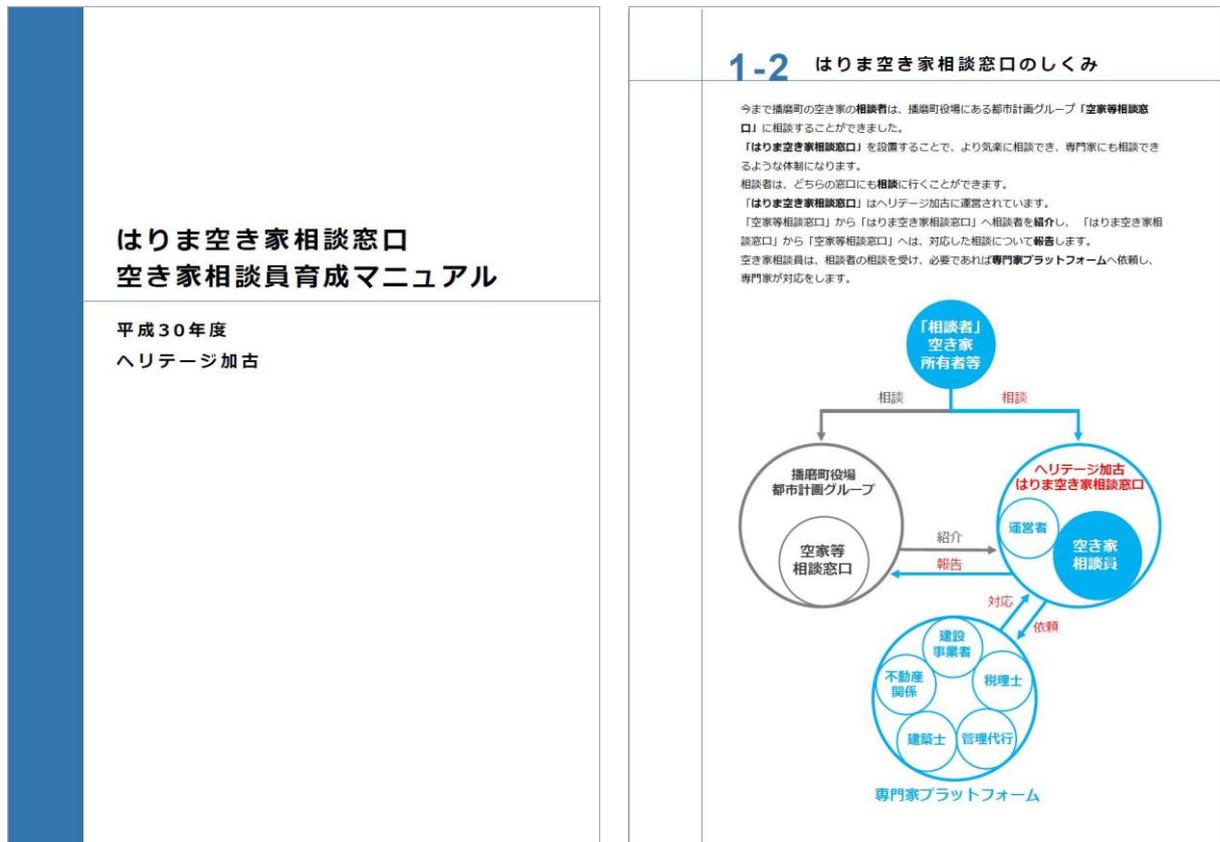
(3) 成果

- ・地域に古くからある梅谷邸の一部のスペースに「空き家相談窓口」を創設した。
- ・「はりま空き家相談窓口 空き家相談員育成マニュアル」を作成した。

「1. 播磨町空き家相談窓口について」、「2. 空き家相談員の業務」、「3. 空き家相談のケーススタディ」、「4. 空き家相談の参考になること」を記載し、一般の方が空き家相談員のこと分かるように配慮した。また、専用のホームページで閲覧できるようにし、公表している。(図5)

「1. 播磨町空き家相談窓口について」では、播磨町空き家相談員の育成の必要性やはりま空き家相談窓口のしくみ、専門家プラットフォームの構成などを記載している。また、行政との連携、信頼のある相談体制についても説明している。(図1)

図1 空き家相談員育成マニュアル 「1. 播磨町空き家相談窓口について」



「2. 空き家相談員の業務」では、空き家相談の受付や対応の方法、空き家相談対応票 A~C の記入方法を説明している。(図2)

空き家相談対応票 A・B には、空き家相談員が相談者に対応しながら記入する。

記入の内容は、「相談者について」「空き家物件情報」「空き家の所在地」「相談内容」である。

この相談対応票の内容については、団体メンバーや相談員候補の方からの意見を反映しながら改善をおこなってきた。

空き家相談対応票 C は、専門家プラットフォームの専門家に円滑に連絡できるようにするためのものである。どの専門家に依頼するかは、運営者が相談種別や相談内容の確認をし、単独で空き家相談員が判断を行わなくて良いように配慮している。

図2 空き家相談員育成マニュアル 「2. 空き家相談員の業務」

2-1 空き家相談の受付

相談者からの相談は、原則予約制とします。
 相談者からの電話、メール、FAX等での連絡を空き家相談員が受けます。
 空き家相談員は、相談者が空き家相談窓口に来られる日時を調整します。
 相談窓口の場所（梅谷部内）をお知らせします。
 相談窓口の場所は、ホームページにも掲載しています。
 決まった相談受付は、運営者にもメールで連絡し、共用カレンダーにもアップします。

電話（スマートフォン）・FAX・メールアドレス・ホームページ・共用カレンダー：運営者から相談員に伝達する。

空き家相談窓口、梅谷部

2-3 空き家相談対応票Aの記入方法

空き家相談対応票A

相談者ごとの相談日時

受付番号	19-001	相談員	空き家相談員の名前	相談日	年 月 日
問題種別	転居、空き家解放活用を目的とするため、本相談対応票の記載事項について、必要に応じて後編時及びヘリテージ調査、専門プラットフォームに情報提供することに（ <input checked="" type="checkbox"/> 同意します）、同意しません。				
氏名	相談者のお名前				
住所	相談者のご住所 ※相談者についての記入内容は、相談者の了解を得たものだけを記入し、無理には聞かないようにしてください。				
電話	相談者の電話番号	携帯電話	相談者の携帯電話番号		
FAX	相談者のFAX番号	メールアドレス	相談者のメールアドレス		
年齢	相談者の年齢 歳	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 無職
世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input checked="" type="checkbox"/> 独り暮らし <input type="checkbox"/> 夫婦・子（人）	今後の連絡手段	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 窓口	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
空き家物件情報					
所在地	空き家物件の住所、空き家相談対応票Bに地図を記入				
建物所有権	氏名	空き家の所有者のお名前	相談者との関係	相談者と同じであれば本人	
	住所	空き家の所有者のご住所	連絡先	分かる連絡先 相談者と同じであれば同上	
土地所有権	氏名	空き家の土地の所有者のお名前	相談者との関係	相談者と同じであれば本人	
	住所	空き家の土地の所有者のご住所	連絡先	分かる連絡先 相談者と同じであれば同上	
建物の建てられた時期	年 月 日 ※新築基準法施行後の場合は55年(1981年)5月1日以後、登記簿利用時55年(1983年)4月以後を記載 分かる範囲で記入				
所有形態	<input type="checkbox"/> 共有（人） <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
現在の住われ方	<input type="checkbox"/> 現在空き家 <input type="checkbox"/> これから空き家になる 備考：（ ）				
空き家期間	<input checked="" type="checkbox"/> いつから空き家（年 月頃～、年 月頃） <input type="checkbox"/> 居住中 ※当票に記入しない				
維持管理状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自主管理 <input type="checkbox"/> 事業者委託 <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> その他（ ）				
増改築、改修の履歴	<input type="checkbox"/> あり（時期・部分） <input checked="" type="checkbox"/> なし				
補修の要否	<input type="checkbox"/> 必要（部分） <input checked="" type="checkbox"/> 不要				
空き家の周辺への影響	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（ ）				
文化的・芸術的価値の有無	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（ ）				

2-4 空き家相談対応票Bの記入方法

空き家相談対応票B

空き家の所在地（地図）

ゼンリン地図を相談者と見ながら所在地を確認する。
 ゼンリン地図のコピーに空き家所在地を赤色で囲み、貼り付ける。

相談回数	<input checked="" type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> その他（回）
相談種別	<input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 税金 <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 建物譲渡 <input type="checkbox"/> その他
困っていること	<input type="checkbox"/> 防災・防犯 <input type="checkbox"/> 近隣への連絡 <input type="checkbox"/> ゴミ等の投棄 <input checked="" type="checkbox"/> 雑草等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
相談内容	空き家の相談内容を記入
相談者の意向	空き家の相談者の意向を記入
備考欄	

2-5 空き家相談対応票Cの記入方法

空き家相談対応票C

相談員のコメント（注意事項など）

空き家相談員が相談で気づいたことなどがあれば記入

共用カレンダー（google）に記入日時を記入

専門家に相談した方がよい項目をチェック。複数可
 相談内容を見ながら運営者と相談して決めます。

専門プラットフォームへ連絡

相談種別	<input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 税金 <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 建物譲渡 <input type="checkbox"/> その他
専門分野	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 建築業 <input type="checkbox"/> 建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 管理業 <input type="checkbox"/> 行政
運営者 確認	<input checked="" type="checkbox"/> 石川（代表） <input type="checkbox"/> 清水 <input type="checkbox"/> 田村 <input type="checkbox"/> 清水
相談日	月 日 年 月 日
連絡方法	<input checked="" type="checkbox"/> 共用カレンダーに登録 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話
連絡日時	月 日 年 月 日
対応する専門第1	専門家の氏名・所属を記入 連絡方法 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話
対応する専門第2	連絡方法 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話
対応する専門第3	連絡方法 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話
対応する専門第4	連絡方法 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話
対応する専門第5	連絡方法 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話
相談員へ連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡済み <input type="checkbox"/> 未連絡 月 日 年 月 日 連絡方法 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	連絡した専門家を紹介の連絡を入れる。連絡方法は、空き家相談対応票Aの今後の連絡手段による。

「3. 空き家相談のケーススタディ」では、空き家相談の事例を想定して、相談対応票の記入例を紹介している。(図3)

相談の種類は多岐にわたり、空き家相談員候補の方がすぐに相談対応票の記入方法を理解するのは難しいと想定されるので、ケーススタディごとの記入方法を記載した。

図3 空き家相談員育成マニュアル 「3. 空き家相談のケーススタディ」

3-1 売却希望の相談

空き家相談対応票A

空き家物件情報

耐震性能それに伴う賠償担保保険に変わります

建物の建てられた時期 年 月 日
※新耐震基準適合の確認
556年(1981年)迄は1日以前、登記簿利用年558年(1983年)4月以降確認

文化的・伝統的価値の有無 ない ある (← 売却すると貴重な建物が取り壊しになる可能性があります。)

売却希望の場合 空き家相談対応票B 文化的に貴重な建物が調査する

相談内容 売却 その他 (回)

相談種別 売買 賃貸 解体 改修 相続 税金 耐震診断 維持管理 建物調査 その他

困っていること 防災・防犯 近隣への迷惑 ゴミ等の投棄 雑草等 その他 ()

空き家相談対応票C
専門家プラットフォームへ連絡

相談種別 売買 賃貸 解体 改修 相続 税金 耐震診断 維持管理 建物調査 その他

専門分野 不動産 建築 建築士 税理士 管理業 行政 相談種別によって専門分野をチェック

運営者確認 松岡 (代表) 田村 清水

対応する専門家1 松岡 (代表) 田村 清水

連絡方法 メール 電話 連絡済み

Q1. 売却希望の相談者のケーススタディ

- 相談内容：空き家所有者は、住むつもりはなく売却したい。更地にしても良い。

A1. 売却を希望される場合の対応

- 不動産専門家を紹介し、不動産価値のアドバイスをもらう。
- 建てられた時期により、耐震性能や賠償担保保険の条件が変わることを、不動産専門家にアドバイスをもらう。
- 建物調査専門家の建築士（ヘリテージマネージャー）を紹介し、建物調査や文化的な建物の活用について、アドバイスをもらう。
- 文化的な建物は、社会的にも価値があるため取り壊して更地にならない方法を検討してもらう。

3-4 宿泊施設へ用途を変更希望の相談

空き家相談対応票A

空き家物件情報

耐震性能に変わります

建物の建てられた時期 年 月 日
※新耐震基準適合の確認
556年(1981年)迄は1日以前、登記簿利用年558年(1983年)4月以降確認

空き家相談対応票B 用途変更希望の場合

相談内容 初期 その他 (回)

相談種別 売買 賃貸 解体 改修 相続 税金 耐震診断 維持管理 建物調査 その他

困っていること 防災・防犯 近隣への迷惑 ゴミ等の投棄 雑草等 その他 ()

空き家相談対応票C
専門家プラットフォームへ連絡

相談種別 売買 賃貸 解体 改修 相続 税金 耐震診断 維持管理 建物調査 その他

専門分野 不動産 建築 建築士 税理士 管理業 行政 相談種別によって専門分野をチェック

運営者確認 松岡 (代表) 田村 清水

対応する専門家1 松岡 (代表) 田村 清水

連絡方法 メール 電話 連絡済み

Q1. 宿泊施設へ用途を変更し賃貸希望の相談者のケーススタディ

- 相談内容：空き家所有者は、宿泊施設（民泊）にして人に貸したい。
- 家賃の相場を知りたい。
- 改修が必要か知りたい。
- どのような貸し方があるか知りたい。

A1. 宿泊施設へ用途を変更し賃貸希望される場合の対応

- 建築士を紹介し、法的な条件や宿泊施設の設計についてアドバイスをもらう。
- 改修や耐震診断について、建築士と建設業者にアドバイスをもらう。出来るだけ同時に打ち合わせする方が良い。
- 不動産専門家を紹介し、賃貸の条件のアドバイスをもらう。

「4. 空き家相談の参考になること」では、提携している播磨町の空き家対策である播磨町空家等対策計画についてや播磨町の空家等バンク制度についてを記載している。

また、専門家セミナーの「空き家と税金について」と「空き家と不動産について」の資料を記載した。空き家の活用事例についての資料として、事例見学会を開催した YORISOI 米田家を紹介している。(図4)

図4 空き家相談員育成マニュアル 「4. 空き家相談の参考になること」

<h3>4-2 播磨町の空家等バンク制度について</h3> <p>空家等バンク制度 (播磨町ホームページより)</p> <p>空家等バンク制度は、町内にある空家等の物件情報を公開し、空家等の活用を促進するための制度です。</p> <p>詳しくは、播磨町のホームページを御覧ください。 https://www.town.harima.lg.jp/toshikekaku/kurashi/machizukuri/toshi/akiya/akiyabanku.html</p>	<h3>4-3-1 空き家と税金について (研修より)</h3> <p>専門家セミナーより (2019年1月12日)</p> <p>古民家・空き家にかかる税金</p> <p>1. 取得時の税金</p> <p>(1) 登録免許税 納税者：登記や登録等を受ける者 納税額：課税標準額×税率 (取得原因により税率が異なる) 課税標準額：不動産の価額</p> <p>(2) 不動産取得税 納税者：不動産 (土地や家屋) を取得した人 納税額：不動産の価額 (評価額) ×税率 (3%または4%) 課税標準額：不動産の価額</p> <p>2. 所有期間中の税金</p> <p>(1) 固定資産税 (都市計画税を含む) 納税者：毎年1月1日に固定資産を所有している個人や法人 納税額：課税標準額×税率 (1.4%) 課税標準額：評価額</p> <p>(2) 所得税 (賃貸した場合) 納税者：賃貸収入を取得している個人 納税額：不動産所得の金額が総合課税として超過累進税率により課税 課税標準額：総収入金額－必要経費＝不動産所得</p> <p>3. 手放すときの税金</p> <p>(1) 売買 (譲渡)</p> <p>① 譲渡所得 納税者：不動産を譲渡した個人 納税額：譲渡所得の金額が分離課税として15% (震災復興特別税3.15%、住民税5%) 課税標準額：収入金額－取得費・譲渡費用＝譲渡所得 備考：譲渡収入 (月割り・日割りした場合の固定資産税の清算金) 取得費 (概算取得費・リフォーム費用など) 譲渡費用 (家財道具の廃棄処分費用など) 譲渡損失 交換特例等</p>
--	--

図5 専用のホームページ

・「専門家プラットフォーム」を構築した。

専門家は、建築士、建設事業者、不動産関係、税理士、管理代行のメンバーとなった。(図6)

図6 専門家プラットフォーム



専門家プラットフォーム

地域に根づいた各種専門家て構成された専門家のネットワーク

- 建設業者 : 松岡 栄治 (松岡建築事務所)
- 管理代行 : 松岡 栄治 (NPO法人空き家みまもりたい(隊))
- 建築士 : 清水 克俊 (アトリエC I N Q plus)
- 建築士 : 田村 真一 (田村真一建築設計事務所)
- 税理士 : 西村 俊亮 (西村俊亮税理士事務所)
- 税理士 : 西田 成希 (西田成希税理士事務所)
- 不動産関係: 杉山 和馬 (建築工房Forest)

・はりま空き家相談窓口開設の広報用チラシを作成した。(図7)

開設が決まれば播磨町の方に郵送を予定している。

開設時期、開所日時、連絡先などは今後調整していく予定である。

図7 広報用チラシの案

ヘリテージ加古
はりま空き家相談窓口

2019年 OPEN予定

開所日: 毎週 日～金 9:00～16:00
場所: 加古郡播磨町宮北1丁目1-20-2
(播磨小学校 南側)

お気軽にお問い合わせください。
空き家相談員がお待ちしています。
相談は原則、事前予約制とし
空き家相談窓口で行います。

電話: 080-9607-3793
Mail: harima.akiya@gmail.com

はりま空き家相談窓口は
播磨町都市計画グループと連携しています。

こんなときにご利用ください

- ・空き家を相続したけど、管理の方法がわからない
- ・空き家を売りたいけど、不動産の相場が知りたい
- ・空き家を改修したい
- ・空き家を活用したい
- ・立派な空き家だけど、文化的な価値があるのか知りたい
- ・建築士や税理士の専門家を紹介してほしい

諸注意

- ・はりま空き家相談窓口は、物件の売買、賃貸等の仲介は一切行っておりません
- ・頂いた個人情報は相談以外に利用することはありません

空き家相談窓口の場所

〒675-0143
加古郡播磨町宮北1丁目1-20-2

運営 ヘリテージ加古
この事業は、国土交通省平成30年度空き家対策の担い手
強化・連携モデル事業に基づいて行っております。

3. 評価と課題

- ①団体メンバーで行った梅谷邸の一部を空き家相談窓口にしつらえる作業は、今問題になっている空き家の片付け体験であり、今後の空き家相談に役立たせる効果があると考えます。
- ②**空き家相談員育成マニュアルの作成**の検討では地元の相談員候補の方の意見を聞くことができ、空き家相談対応票の記載方法や空き家相談員の業務のしかたについて反映することができた。
- ③**相談員研修、専門家セミナー、事例の見学会**では、空き家についての問題、建物の改修方法や企画・運営方法について幅広い知識や体験談を聞くことができた。
- ④**専門家プラットフォーム**は、播磨町に近く協力的な専門家のネットワークであり、空き家相談者も相談しやすい体制となった。

4. 今後の展開

今後は、実際運用していきながら**空き家相談育成マニュアル**を改善していくこと、また、協力者を増やし専門家の負担が少なくなる**専門家プラットフォーム**の体制づくりが大切だと考えます。また、運営の体制として任意団体ではなく NPO 法人として事業を展開する必要性を感じます。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期	平成 27 年 4 月		
代表者名	代表 松岡 栄治		
連絡先担当者名	松岡 栄治		
連絡先	住所	〒675-0156	加古郡播磨町東本荘 3-4-12
	電話	079-437-7862	
ホームページ	https://harimaakiya.wixsite.com/akiya		